

# 女男ゆんたくひろば 98

一人ひとりの個性が  
尊重されるまちを  
めざして…  
みんなですすめよう!  
はごろもがらん



## DV防止法ってなあに?



STOP!  
暴力!

内閣府では、毎年11月12日～11月25日までの二週間を『女性に対する暴力をなくす運動』の実施期間とし、本市でも広報啓発活動に取り組んでいます。今回は「DV防止法」(2001年施行)について改めてお伝えします。

### 《配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(通称:DV防止法)》

配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護する法律です。被害に遭っている人は配偶者暴力相談支援センターや警察等に相談、援助、保護を求めたり、裁判所に保護命令の申立てをすることができます。

※DV(ドメスティックバイオレンス)とは、恋人や夫婦(別れた相手や事実婚も含む)など、親しい間柄で起こる暴力のこと。

**前文:**「人権の擁護と男女平等の実現を図るためには配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要。」

**通報の努力義務:** 発見者や医療関係者は、配偶者からの暴力を見たり聞いたりしたときは、配偶者暴力相談支援センターや警察に通報するように呼びかけています。  
配偶者への暴力は「犯罪」です。

**ポイント:** これまで「夫婦げんか」として見過ごされていた夫婦間の暴力を「犯罪」と規定

①配偶者暴力相談支援センターの設置 / 配偶者からの暴力に関する相談、被害者やその同伴家族の一時保護、自立支援のための情報提供などを行っています。

②保護命令 / 配偶者から脅迫・暴力により生命や身体に危害を受けるおそれのあるとき、被害者の申し立てによって、裁判所が加害者に対して発する命令のことです。保護命令に違反した者は、1年以下の懲役または100万円以下の罰金で処罰されます。



- 被害者への接近禁止命令: 6か月間
- 被害者への電話等禁止命令: 6か月間
- 被害者の子への接近禁止命令: 6か月間
- 被害者の親族等への接近禁止命令: 6か月間
- 退去命令: 2か月間

内閣府の調査(2011年)によると女性の10人に1人は配偶者からの暴力に悩み苦しんでいます。



### 相談無料・秘密厳守

### パートナーからの暴力で悩んだら...



### ひとりで悩まずご相談ください。

- 宜野湾市役所 児童家庭課 女性相談  
☎893-4411 (内線180) 月～金曜10:15～17:15
- 沖縄県にいる相談室  
女性相談 ☎868-4010 火～土曜10:00～20:00  
男性相談 ☎868-4011 日・月曜10:00～16:00

- 中部配偶者暴力相談支援センター (中部福祉保健所内)  
☎938-9886 月～金曜8:30～17:15  
※土・日曜、緊急時(24時間対応)は☎854-1172女性相談所まで
- 沖縄県警察本部警察安全相談  
☎863-9110 (または#9110) 24時間対応  
※平日は女性警察官、土・日・祝日・夜間は男性警察官等宿直員で対応

緊急時は  
110番へ



「お互いに 未来を掴もう 共同参画」 問合せ: 企画政策課男女共同参画係 ☎893-4411 (内線421)

### ☆めぶき講座(第7回)

### めぶき情報

103



人権とは、どういふことでしょうか。琉球最後の国王尚泰が歌った琉歌「戦させんしまち、みるく世はやがて、嘆くなよ臣下、命どう宝」の最後の言葉にある、「命どう宝(命を大切にしながら)」という言葉こそが人権を表しているのではないのでしょうか。人権について、今一度、一緒に考えてみませんか。

### テーマ 人権とは「命どう宝」

講師 久場 景一氏

(那覇地方法律局 沖縄支局長)

日時 11月29日(木)午後2時～4時

場所 めぶき研修室2

対象 市内在住・在勤・在学の方

受講料 無料

☆受講ご希望の方は事前にお申込み下さい

(一時保育をご希望の方は予約が必要です。一週間前迄にご連絡下さい。)

※講座の申し込みや施設の利用についてはお問い合わせ下さい。

### 問合せ

宜野湾市志真志一丁目15-22  
人材育成交流センター めぶき  
☎896-11215